土壌汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」の指定

１．区域指定の概要	
指定する区域（地番）	長田区駒ヶ林南町１番１の一部
指定の区分	□ 要措置区域 ■ 形質変更時要届出区域
指定の区分の理由	健康被害を生じるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第 11 条第１項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定
指定年月日	令和 3 年 11 月 19 日
特定有害物質の種類	六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物
２．土壌汚染状況調査結果の概要	
調査の契機	土壌汚染対策法 □ 第３条　□第４条第２項　□ 第 14 条　■ その他（第 27 条）
試料採取等対象物質	特定有害物質 26 項目
土地の地歴調査結果	・公有水面埋立（昭和 36 年） ・複数の事業場を経て、汚染土壌処理施設が稼働（平成 27 年～令和 3 年）
土壌の測定結果	・六価クロム化合物　溶出量最大 0.08 mg/L　（指定基準値 0.05mg/L） ・鉛及びその化合物　溶出量最大 0.045 mg/L（指定基準値 0.01 mg/L） 含有量最大 160 mg/kg（指定基準値 150 mg/kg） ・砒素及びその化合物　溶出量最大 0.017 mg/L　（指定基準値 0.01mg/L）
基準超過が確認された土地の面積	1085.32 平方メートル
土壌汚染の原因	事業活動によるものと思われる。
３．周辺環境への影響	
地下水飲用	□ 健康影響のおそれがある（理由：周辺に地下水飲用井戸がある） ■ 健康影響のおそれはない（理由：周辺に地下水飲用井戸がない）
土壌の直接摂取	□ 健康影響のおそれがある（理由：土壌を直接摂取するおそれがある） ■ 健康影響のおそれはない（理由：塀等で囲まれており一般の人が立ち入る土地ではない。）
４．今後の対応 土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないよう土壌汚染対策法に基づき適正に措置するよう指導する	

位置図

（地番表示）
長田区駒ヶ林南町１番１
縮尺 1：5000
(C) IncrementP (C) PASCO

区域指定図

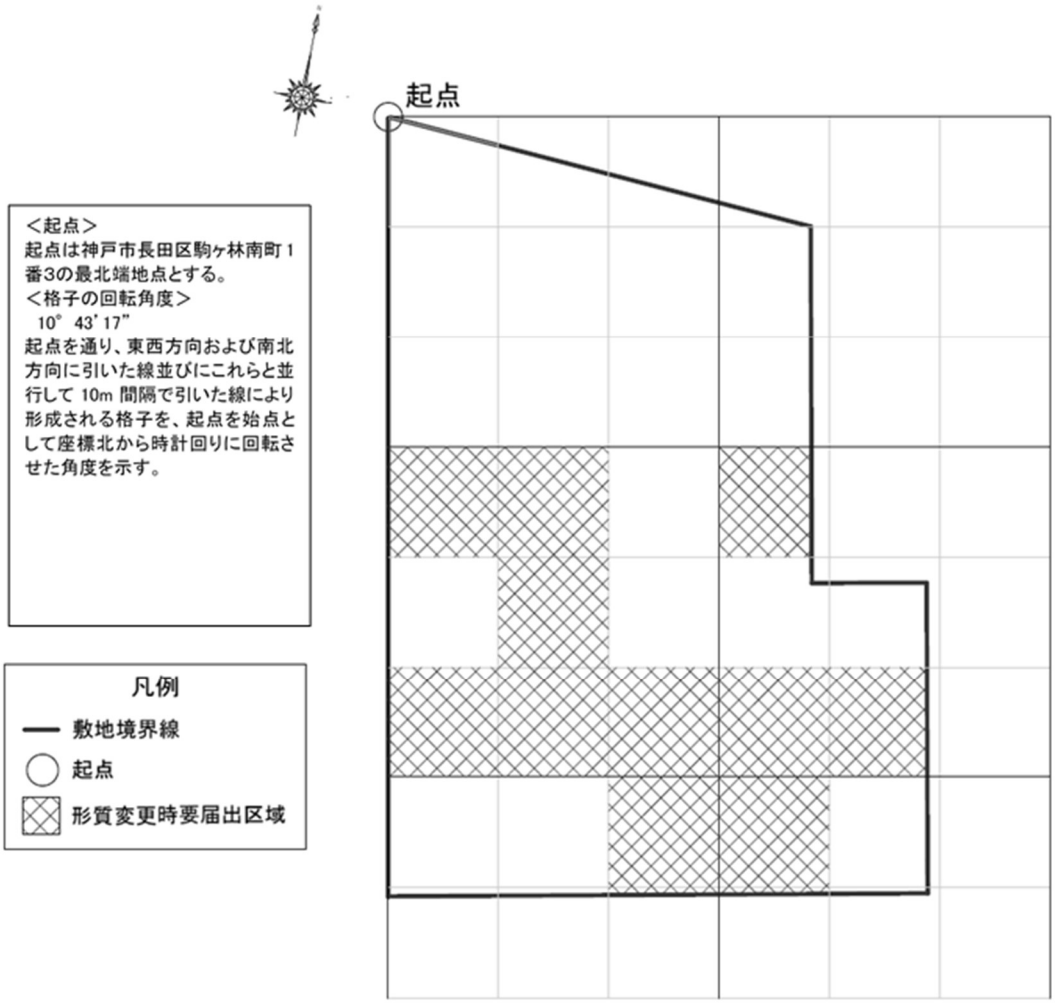
起点
＜起点＞
起点は神戸市長田区駒ヶ林南町１番3の最北端地点とする。
＜格子の回転角度＞
10° 43′17″
起点を通り、東西方向および南北方向に引いた線並びにこれらと並行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を始点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。
凡例
敷地境界線
起点
形質変更時要届出区域